

## 中部支部長賞受賞者選定細則

平成30年11月15日制定

中部支部規約第4条に定める事業として中部支部長賞の表彰を行い、規約第7条に基づき支部長賞受賞者選定細則を次のとおり定める。

第1条 支部長は、若手支部会員または研究を本務としない支部会員であって次のいずれかに該当する者に支部長賞を贈呈することができる。

- 一 気象学の向上に資する優れた研究を行っている者
- 二 気象学の教育・普及に関わる活動が特に顕著である者
- 三 気象学を応用することにより社会に大きく貢献する活動を行っている者

第2条 支部長賞の受賞者選定のため支部に選定委員会を設置する。

- 2 選定委員会の定数は5とする。
- 3 選定委員会の委員長は、原則として支部長とする。
- 4 選定委員は支部長が原則として支部会員の中よりこれを委嘱する。
- 5 委員長は選定委員会の事務を総括する。
- 6 選定委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
- 7 選定委員に欠員が生じた場合、支部長は速やかに後任を委嘱するものとする。

第3条 選定委員会は支部研究会で発表をおこなった支部会員の中から第1条に該当し支部長賞の受賞に相応しい者を第4条に従って選定する。

- 2 支部長賞受賞者には賞状を贈呈する。

第4条 委員長は支部研究会の開催の都度、選定委員会を招集する。

- 2 選定委員会は選定委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 選定委員がやむを得ず選定委員会に出頭することができない場合は、当該委員は次条第一号の推挙を書面により行うことができる。
- 4 支部長賞は支部研究会開催一回につき原則として1名に授与するものとする。
- 5 過去に支部長賞を受けたものについては再度の受賞を妨げないものとする。

第5条 支部長賞の選定の手続きは以下のとおりとする。

- 一 各選定委員は支部研究会で発表をおこなった支部会員の中から第1条に該当し支部長賞の受賞に相応しい者を推挙する。
- 二 前号で推挙された候補の中から、委員の過半数の合意を得たものを受賞者に選定する。

附則 この細則は、平成30年（2018年）11月16日から施行する。